衆議院経済産業委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年５月 28 日（水）、第 17 回の委員会が開かれました。

１　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（内閣提出第 33 号）

・武藤経済産業大臣、西野内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

・山下貴司君外５名（自民、立憲、維新、国民、公明、有志）提出の修正案について、提出者山岡達丸君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。

・原案及び修正案に対し、佐原若子君（れ新）及び辰巳孝太郎君（共産）が討論を行いました。

・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。

（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、有志、平岩征樹君（無）　反対－れ新、共産）

・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、有志、平岩征樹君（無）　反対－れ新、共産）

・新谷正義君外４名（自民、立憲、維新、国民、公明）から提出された附帯決議案について、山崎誠君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。

・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。

（賛成－自民、立憲、維新、国民、公明、有志、平岩征樹君（無）　反対－れ新、共産）

（質疑者）山岡達丸君（立憲）、福森和歌子君（立憲）、荒井優君（立憲）、村上智信君（維新）、臼木秀剛君（国民）、佐原若子君（れ新）、辰巳孝太郎君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

山岡達丸君（立憲）

（１）　運送事業者向け軽油の販売価格についてカルテルの疑いで６社が公正取引委員会の立入検査を受けた件に対する武藤経済産業大臣の見解

（２）　本法案

ア　本法案が既に施行されていたと仮定した場合マレリＨＤの私的整理が成立せず大きな負債を抱えている事態は避けられたとの指摘に対する見解

イ　本法案に基づく制度が実施された場合においても技術・人材の散逸及び流出につながる事態は避けるべきとの指摘に対する武藤経済産業大臣の見解

ウ　早期事業再生計画の遂行における従業員の協力の必要性

エ　早期事業再生計画の策定に当たり事業者側が誠実に情報開示をするため労働者側に秘密保持を求める規定を設ける必要性

オ　「経済的に窮境に陥るおそれのある」との文言を盾に本制度が濫用されることを防ぐため適正な制度設計に基づき対象事業者の範囲を定める必要性

福森和歌子君（立憲）

本法案

ア　本法案に基づく手続についてこれまでの準則型私的整理手続との違い及び本手続の利用により事業再生が可能となると見込まれる事業者数

イ　「経済的窮境に陥るおそれ」を過剰に装うなど本法案に基づく制度の目的と異なる利用をしようとする事業者を確実に排除する仕組み及び当該事業者に対する罰則

ウ　事業再生における商取引債権の扱いの重要性に対する見解

エ　金融債権以外の債権

a　本制度における労働者保護の具体的方策
b　対象事業者における対象債権が金融債権に限定されていることによる利点及び商取引債権が含まれないことによる不利益の有無
c　商取引債権を権利変更手続の対象外とすることによる商取引債権者の不利益の有無及び商取引債権者保護に対する見解

オ　対象債権のうち権利変更が可決できる非保全部分の特定及び適切性を担保する方策
カ　早期事業再生計画の記載要件及び当該要件の合理性の判断基準
キ　権利変更議案及び早期事業再生計画に記載すべき具体的内容並びに当該内容の妥当性及び履行の実効性を確保するための方策

荒井優君（立憲）

（1）　事業再生における重要な要素
（2）　本法案における早期事業再生手続
ア　多数決による金融債権の減免措置と憲法の法の下の平等及び財産権との整合性
イ　地元の金融機関等少額債権者が本制度を受け入れるインセンティブ
ウ　少額債権者保護について金融庁の見解
（3）　本法案を通じ事業再生を後押しする武藤経済産業大臣の思い

村上智信君（維新）

（1）　2024 年度の全国企業倒産件数
ア　分析内容
イ　製造事業者倒産件数及び優れた技術の喪失につながる倒産の有無
（2）　本法案
ア　本法案の措置に基づく事業再生の実施に伴う事業再生ＡＤＲ利用件数の減少の見通し
イ　指定確認調査機関への確認申請件数の想定及び当該機関の指定要件
ウ　過剰に債務が減免されている場合における裁判所の権利変更決議の認可時の対応
エ　第 27 条第２項第４号の「権利変更決議の内容が対象債権者の一般の利益に反するとき」の解釈
オ　本法案に基づく制度の周知徹底方策
カ　企業の再生や倒産企業経営者の再挑戦の支援に向けた武藤経済産業大臣の意気込み

臼木秀剛君（国民）

（1）　企業の倒産
ア　2024 年度の全国企業倒産件数（約 1 万件）の中に再生型の倒産 300 件前後も含まれていることの確認
イ　倒産は清算型と再生型を分けて考える必要性に対する武藤経済産業大臣の所感
（2）　本法案
ア　立法事実
イ　事業再生ＡＤＲとの相違点
a　全員同意がある場合において事業再生ＡＤＲが活用されることにより本法律案の意義が薄れる懸念
b　本法案による制度が活用される具体的状況
ウ　本法案による措置の適用に当たり事業再構築を要件としていない理由
エ　早期事業再生手続の対象となる「経済的に窮境に陥るおそれ」の具体的状態をガイドライン等に

おいて明確にする必要性
オ　手続申請から決議の成立・不成立が決定するまでの期間の幅
カ　事業再生ＡＤＲと比較して金融機関等に新たに生じる事務負担の有無
キ　本法案による制度の積極的活用に向け制度設計に取り組む武藤経済産業大臣の決意

佐原若子君（れ新）

（１）　本法案
ア　労働者に及ぼす影響
イ　事業再生に伴い生じる雇用や労働条件の変更に係る労働者へのマイナスの影響に対する支援策
ウ　労働者の意見を聴取するための運用面における具体的対応
エ　検討過程において労働法制を所管する厚生労働省との協議が行われたかの確認
オ　労働者の不安や懸念を払しょくするための運用面での対策を講ずる必要性
（２）　事業再生に至る前から労働者を守りその活力を経営に生かすために経済産業としてできること
（３）　事業再生の果実及び技術や人材の流出を防止し我が国企業を守るための産業政策を講ずる必要性についての武藤経済産業大臣の見解

辰巳孝太郎君（共産）

（１）　半導体政策
ア　日米関税交渉において米国エヌビディア社からの半導体購入を提案したとの報道についての事実確認
イ　同提案が米国企業を顧客と想定するラピダス社の事業計画に悪影響を与えるおそれ
（２）　日産自動車の経営再建計画
ア　同社が雇用や取引企業への社会的責任を果たすよう武藤経済産業大臣が働きかける必要性
イ　国際労働機関（ＩＬＯ）の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」における雇用の安定に係る項目 34 番の内容
ウ　同項目が雇用に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更の検討に際して実施すべきとしている政府や労働者等に対する合理的な予告が行われたかの確認
エ　より少数のサプライヤーから多くの部品を調達すること等を内容とする経営再建計画は同社が表明する「パートナーシップ構築宣言」が目指す取引先との共存共栄という趣旨に反するのではないかとの指摘に対する見解
（３）　悪質な投資ファンドが経営権を掌握する企業による本法案に基づく制度の利用を排除するための規定が設けられているかの確認